

11. 環境配慮指針（印刷業、写真現像業）

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙	乾燥炉、焼却炉	悪臭	印刷機、排気口、有機溶剤、焼却炉
騒音振動	空気圧縮機、印刷機、荷物の積み下ろしなど		

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
ばい煙	ボイラー	大気汚染防止法 ダイオキシン類対策特別措置法
	乾燥炉	
	廃棄物焼却炉	
VOC	印刷の用に供する乾燥施設	大気汚染防止法
水質汚濁	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 (自動式フィルム現像洗浄施設、自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設)	水質汚濁防止法
	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	
騒音	空気圧縮機及び送風機	騒音規制法、県条例
	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
振動	圧縮機	振動規制法、県条例
	印刷機械	

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

- ・印刷業にあっては、再生紙の使用に御配慮願います。また、悪臭が近隣の生活環境へ影響を及ぼすことがないように、近隣へ御配慮願います。

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）